郡市医師会長殿

神奈川県医師会会長 菊岡正和(公印省略)

令和6年度被用者保険の被扶養者等に対する特定健康診査 の集合契約における実施機関の取りまとめについて(依頼)

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、令和6年度の被用者保険の被扶養者等に対する特定健康診査(いわゆる社保の特定健診)につきましては、代表保険者である健康保険組合連合会(契約代理人健康保険組合連合会神奈川連合会)と引き続き集合契約を締結する見込みとなりました。(正式な契約書の写し等につきましては、契約締結後に送付いたします。)

令和6年度の委託料単価の変更はございませんが、本年4月からの第4期特定健康 診査・特定保健指導の開始に伴う変更の他、昨年10月からのインボイス制度の開始 や令和6年12月2日より、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行することなどを 踏まえ、「実施機関一覧表」に新たな項目が追加されることとなりました。

上記変更の詳細につきましては、参考資料をご参照ください。

つきましては、本契約書(案)により、令和6年度特定健診を実施する貴会会員医療機関を「実施機関一覧表」に取りまとめいただき、「回答書」を添えて<u>令和6年3月21日(木)</u>までに健康医療課 [Email: kenkouiryou@kanagawa. med. or. jp] 宛までメールにてご回答くださいますようお願い申し上げます。

別添文書一覧

- 回答書
- 実施機関一覧
- 令和6年度特定健康診査委託契約書(案)
- 令和6年度集合契約の単価について
- 特定健康診査単価の内訳(令和5年度と令和6年度の比較)

参考資料

- 1 特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き(第4版) 抜粋 ※ 手引き(全文) は厚生労働主ホームページに掲載
 - https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/001081774.pdf
- 2 厚生労働省資料抜粋(特定健診の見直しについて)
- 3 R5.9.28付 厚労省事務連絡 インボイス制度の開始に向けた特定健康診査及び 特定保健指導の実施の委託に係る集合契約における標準的な契約書の例等の変更 について(周知)
- 4 R6.1.31付 厚労省事務連絡 特定健診・保健指導に係るオンライン資格確認 (資格確認限定型)の導入等について(周知)

お問合せ:健康医療課 長谷川・福本

横浜市中区富士見町 3-1

TEL:045-241-7000 FAX:045-241-1464

Email:kenkouiryou@kanagawa.med.or.jp